

予防事務質疑応答集変更等一覧

| 予防事務 質疑応答集 | 問 | 項目 | 変更・運用停止 | 変更の内容 |
|---------------|-------------------|-----------------|---------|---|
| I | 第1編・第4章・1・(1)・問14 | (13)項関係 | 変更 | <p>【変更前】</p> <p>項の判定については、原則として床面積のある部分にのみについて、算定することとする。ただし、当該防火対象物の部分として扱うこと。従って、消防用設備等の設置については、項の判定で扱わなかった部分についても政令第13条は及ぶものである。</p> <p>【変更後】</p> <p>消防用設備等の設置は、床面積を算定している部分とその部分の用途によって判断する。また、屋上部分は当該防火対象物の部分であることから、床面積の有無にかかわらず特段の規定（予防事務審査・検査基準第2章第1節第9、1、(3)に規定するもの）は適用されるものである。</p> |
| I | 第1編・第4章・2・(13)・問5 | 用途区分の指定 一般事項 | 変更 | <p>国の回答年月日の下部に、当庁の取扱いを追記する。</p> <p>【追記】</p> <p>R5.4.1より当庁も同様に取扱う。</p> |
| I | 第2編・第3章・5・問2 | 階の算定 | 運用停止 | |
| I | 第2編・第3章・6・問1 | 床面積の算定 | 運用停止 | |

| | | | | |
|----|----------------------|-------------------|------|---------------------|
| I | 第2編・第5章・1・問9 | 設置単位 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第8章・2・(1)・問12 | 屋内消火栓設備 | 変更 | 当庁の取扱いから「第6号」を削除する。 |
| II | 第2編・第8章・2・(1)・問19 | 屋内消火栓設備 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第9章・1・(1)・問1 | スプリンクラー設備 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第9章・1・(1)・問6 | スプリンクラー設備 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第10章・1・(1)・問20 | 水噴霧消火設備等の 共通事項 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第10章・5・(2)・ア・問11 | 粉末消火設備 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第10章・5・(2)・ア・問12 | 粉末消火設備 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第12章・1・(2)・イ・問40 | 自動火災報知設備 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第12章・1・(2)・イ・問41 | 自動火災報知設備 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第12章・1・(2)・イ・問58 | 自動火災報知設備 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第12章・1・(2)・イ・問75 | 自動火災報知設備 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第12章・5・(2)・イ・問29 | 非常警報設備 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第14章・1・問2 | 誘導灯・誘導標識 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第14章・1・問6 | 誘導灯・誘導標識 | 運用停止 | |
| II | 第2編・第14章・1・問16 | 誘導灯・誘導標識 | 運用停止 | |